

平成 25 年 9 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーフット  
代 表 者 代表取締役社長 松井 博史  
(コード番号： 2686 名証第二部)  
問 合 せ 先 I R 広報部長 村瀬 透  
電話番号 052-732-7789

支配株主であるイオン株式会社による当社普通株式に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

イオン株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付けが平成25年8月21日より平成25年9月18日まで実施されておりましたが、その結果について、公開買付者より添付資料のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

添付資料：平成 25 年 9 月 19 日付「当社上場子会社である株式会社ジーフット株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 25 年 9 月 19 日

各 位

会社名 イオン株式会社  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 岡田 元也  
(コード番号 8267 東証第一部)  
問合せ先 秘書室 責任者 堤 唯見  
(電話番号 043-212-6042)

## 当社上場子会社である株式会社ジーフット株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

イオン株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 8 月 20 日、当社上場子会社である株式会社ジーフット（コード番号：2686 名証第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決定し、平成 25 年 8 月 21 日から実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 25 年 9 月 18 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

イオン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

##### (2) 対象者の名称

株式会社ジーフット

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,800,149 株	— 株	— 株

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより当社が取得する可能性のある対象者の株券等の数の最大の数（5,800,149 株）を記載しています。

これは、対象者が平成 25 年 7 月 12 日に提出した第 43 期第 1 四半期報告書に記載された平成 25 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数（10,417,350 株）から、対象者が平成 25 年 7 月 3 日に公表した平成 26 年 2 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された平成 25 年 5 月 31 日現在対象者が保有する自己株式数（2,201 株）及び平成 25 年 8 月 20 日現在公開買付者が保有する対象者株式の数（4,615,000 株）を控除した株式数（5,800,149 株）です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

## (5) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 8 月 21 日(水曜日)から平成 25 年 9 月 18 日(水曜日)まで (20 営業日)

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年10月3日（木曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

## (6) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金1,762円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数に下限及び上限を設定していないため、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、平成25年9月19日に報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	2,847,405株	2,847,405株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株
株券等預託証券 ( )	—株	—株
合計	2,847,405株	2,847,405株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

#### (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	9,230 個	(買付け等前における株券等所有割合 44.31%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,475 個	(買付け等前における株券等所有割合 7.08%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	14,924 個	(買付け等後における株券等所有割合 71.65%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,475 個	(買付け等後における株券等所有割合 7.08%)
対象者の総株主等の議決権の数	20,814 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等（ただし、対象者が保有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が保有する株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年7月12日に提出した第43期第1四半期報告書に記載された平成25年2月28日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者の保有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成25年5月31日現在の発行済株式総数（10,417,350株）から、対象者が平成25年7月3日に公表した平成26年2月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された平成25年5月31日現在対象者が保有する自己株式数（2,201株）を控除した株式数（10,415,149株）に係る議決権の数（20,830個）を分母として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

#### (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日 平成25年9月26日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、当社が、平成 25 年 8 月 20 日付けで公表した「当社上場子会社である株式会社ジーフット株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

イオン株式会社 東京事務所 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地  
株式会社名古屋証券取引所 名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号

以 上